

手數料納付書

備考 (1) 肉腫の種別に応じて当該箇所をマークして下さい

使用の本規の位置(営業車の場合)

(市・町・村)

(使用者住所に同じ)

(1) 年齢の届け出に従じて該記載箇所をマスキングして下さい。
(2) 新規登録・新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
(3) 登録・検査記録・事項等証明書の交付を請求する場合において、譲り受けた自動車が3両以上の場合は、その自動車登録番号(車両番号)を登録事項等証明書等欄に記載してください。
(4) 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか2つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
(5) 各欄に掲げる書面の他に、必要に応じて書面を求める場合があります。